

第97回宇都宮市都市計画審議会議事録

令和6年3月18日(月)

午後3:00~

宇都宮市役所 14A会議室

出席委員

1号委員

尾畑 慧 委員, 藤原 紀沙 委員,
武井 貴志 委員, 佐藤 有俊 委員,
市川 舞 委員, 長田 哲平 委員,
金柿 説生 委員, 山中 昌幸 委員 (8名)

2号委員

長谷川 武士 委員, 柴田 賢司 委員,
成島 隆裕 委員, 郷間 康久 委員 (4名)

3号委員

阿部 恒久 委員, 安西 正夫 委員,
若林 勝也 委員(代理) (3名)

(計15名)

幹事

高橋 裕司 幹事(都市整備部長)
川上 治美 幹事(都市整備部次長)
武田 勝行 幹事(環境創造課長)(代理)
齋藤 潤 幹事(農業企画課長)(代理)
野中 正久 幹事(技術監理課長)
金田 昌幸 幹事(都市計画課長) (6名)

事務局

毛塚 真人 書記, 高秀 賢史 書記,
高野 浩樹 書記, 那須 文生 書記 (5名)

毛塚書記

定刻となりましたので、第97回宇都宮市都市計画審議会を始めさせていただきます。

進行を務めさせていただきます、都市計画課の毛塚でございます。

(机上配布)

毛塚書記

まず、はじめに、本日机上配布させていただきました、資料についてご説明させていただきます。

- ・ 宇都宮市都市計画審議会委員名簿でございます。

1. 開会

毛塚書記

それでは、只今より「第97回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

ここからの進行は、長田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(挨拶)

長田議長

それでは、只今より、第97回宇都宮市都市計画審議会を開会いたします。本日も慎重な審議をよろしくお願いいたします。

(会議の成立)

長田議長

はじめに、本日の会議の成立について、事務局より報告をお願いいたします。

高秀書記

はい、議長

本日の会議でございますが、出席委員は15名でございます。これは、当審議会条例第6条でございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立を報告いたします。

(会議の公開)

長田議長

続きまして、本日の会議の公開についてですが、本日の議案は、個人情報及び意思形成過程に関する情報を扱う案件ではないため、「公開」としてよろしいでしょうか。

各委員

《異議なし》

(傍聴者確認)

長田議長

ありがとうございます。続きまして、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いいたします。

高秀書記

はい、議長

本日の会議につきましては、傍聴定員10名のところ、現在の傍聴者は1名、記者の方は1名でございます。

審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。お手元の「傍聴要領」に記載してあることをよくお読みになって、審議の進行にご協力ください。

また、記者の方へ申し上げます。写真やビデオ撮影につきましては、議事に入る前まででお願いします。

(議事録署名委員の指名)
長田議長

それでは、会議次第に従い議事を進めてまいります。

はじめに、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、尾畑慧委員と佐藤有俊委員のお二人を指名したいと思います。よろしくお願ひいたします。

写真やビデオ撮影については、ここまでにさせていただきたいと思ひます。

2. 議事
長田議長

それでは、議案に移らせていただきます。

本日は議案が2件ございます。

議案につきましては、令和6年2月16日付、宮都第573号及び574号にて市長から諮問があったものでございます。

審議の進め方ですが、議案第1号及び、議案第2号につきましては、ダントー跡地に関する案件であり、相互に関係しますことから一括してご説明、ご審議をいただいたのち、最後に答申を行いたいと考えますがよろしいでしょうか。

各委員

《異議なし》

長田議長

それでは、議案第1号及び議案第2号について事務局から説明をお願い致します。

都市計画課

はい、議長

それでは、議案第1号「宇都宮都市計画用途地域の変更」、及び、議案第2号「宇都宮都市計画地区計画の決定岡本・北の

杜タウン地区計画」につきまして、一括してご説明いたします。

先ず、議案書の内容をご説明し、詳細につきましては、のちほど、「説明資料」などをご説明いたします。

それでは、議案第1号の表紙をおめくりください。

1 ページ目は、用途地域の面積を集計した「計画書」であります。今回変更を行う、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「工業専用地域」をゴシック体の太字で記載しております。

2 ページ目は、変更対照表であります。こちらにつきましても、変更を行う用途地域をゴシック体の太字で記載しており、表の上段が変更後の面積となっており、下段のかっこ内が変更前、現状の面積であります。

次に、3 ページ目は変更の理由書であります。

4 ページ目は、「総括図」となっており、中央の赤色の線で囲まれている区域が、今回変更する箇所であります。

5 ページ目は、「計画図」、6 ページ目は、「区域図」となっており、用途地域の境を示した図面であります。

7 ページ目は、参考図として変更前の図面を添付しており、8 ページ目は、用途地域の変更の提案区域を示した図面であります。

次に、議案第2号の表紙をおめくりください。

1 ページ目から3 ページ目は、今回決定を行う「岡本・北の杜タウン地区計画」の計画書であります。上から名称、位置、面積、地区整備計画などを記載しております。

また、4 ページ目から5 ページ目は、地区計画を定める理由書であります。

6 ページ目は、総括図となっており、中央の赤線で囲まれている区域が、今回決定する箇所であります。

7 ページ目は、「計画図」、8 ページ目は、「地区施設図」となっており、道路や公園、緑地などの位置を示すものであります。

9 ページ目は、地区計画の決定の提案区域を示した図面であります。

それでは、右上に「説明資料1-1」と記載のありますA3カラーの資料をご覧ください。

まず、1の「都市計画の決定・変更の趣旨」であります。ダントー工場跡地等において、周辺住宅と調和を図りつつ、河

内地域の地域拠点としての拠点性向上にも繋がるよう、複合的な商業施設等の立地を目指すため、用途地域の変更を行うとともに、その実現や良好な住環境の維持・保全を図り、地域拠点の形成にふさわしい良好な市街地を形成するため、地区計画の決定を行うものであります。

次に、2の「地区の概要」であります。当該地は、JR岡本駅から北西に約1kmに位置し、下段の位置図にありますように、緑の太枠で囲まれたダントー工場跡地に隣接する赤枠で示す岡本駅周辺の都市機能誘導区域におきましては、岡本駅西土地地区画整理事業による基盤整備などにより地域拠点の形成が図られております。

ダントータイヤ宇都宮工場におきましては、昭和37年に、独自に当該地へ進出してきた工場であり、翌年には、その北側に、栃木県土地開発公社による河内工業団地が整備され、昭和47年には、河内工業団地と当該地を含む周辺の産業集積地を、工業専用地域に指定しております。

当該地における工場は、半世紀にわたり操業を続けておりましたが、2011年に発生した東日本大震災により工場が被災し、操業が停止され、現在は、遊休地となっております。

次に、3の「都市計画の提案」であります。土地所有者であるダントーホールディングス株式会社におきましては、地域のまちづくりに貢献することを第一に、生活に密着した都市機能などの地域の需要や岡本駅からの近接性、隣接する居住誘導区域内などでは住宅地化が進むなどの立地特性等を踏まえた複合開発を行うことにより、岡本駅周辺の地域拠点の形成に貢献し、河内地域のさらなる発展に寄与することを目的として、令和4年5月18日付で、用途地域の変更及び地区計画の決定に係る都市計画法第21条の2に基づく都市計画の提案がなされました。

提案の内容といたしましては、右側の図にありますように赤枠で示す約12.2ヘクタールの土地におきまして、用途地域を工業専用地域から第2種住居地域に変更するものと、青の斜線で示す地区計画の決定を提案するものであります。

この都市計画提案について、本市といたしましては、河内地域の地域拠点の拠点性を高める提案であり、都市計画マスター

プランなどの拠点形成の考え方と整合していることなど、本市として都市計画の決定・変更を行う判断をいたしましたことから、提案を踏まえた用途地域の変更及び地区計画の決定を行うものであります。

次に、4の「用途地域の変更」であります。変更の理由につきましても、周辺住宅と調和を図りつつ、岡本駅周辺の地域拠点としての拠点性向上にも繋がるよう、地域拠点に不足する施設を補完できる複合的な商業施設等の立地を目指し、周辺の土地利用状況、一体性、区域界を原則として地形・地物等とすることなどの観点から、黒の破線で示す提案区域の東側に隣接する「工業専用地域」や「第1種住居地域」も含めた約15.2ヘクタールの土地を「第2種住居地域」へ変更するものであります。

ここで、正面の画面をご覧ください。こちらは、用途地域ごとの建築できる建物の用途の例を示したものであります。

○が建築可能なもの、△が条件付きで建築可能なもの、×が建築できないものとなります。

工業専用地域では、どのような工場でも建築することができますが、住宅や店舗を建てることはできません。

また、第1種住居地域では、3,000平方メートルまでの店舗や飲食店、事務所などを建築することができます。

今回の変更により工業専用地域及び第一種住居地域から第二種住居地域に変更することで、10,000平方メートルまでの店舗や飲食店、事務所などが建築できるようになり、事業者が検討している複合開発が実現可能となります。

説明資料1-1にお戻りいただき、裏面をご覧ください。

続きまして、5の「地区計画の決定」であります。ダントー工場跡地等の有効活用により、河内地域の地域拠点としての拠点性向上にも繋がる複合開発の実現や良好な住環境の維持・保全を図り、地域拠点の形成にふさわしい良好な市街地を形成するため、「岡本・北の杜タウン地区計画」を都市計画に定めるものであります。

中段の、「地区計画の区域図」をご覧ください。

区域面積約12.2ヘクタールのうち、商業・サービス地区を約9.1ヘクタール、住宅地区を約3.1ヘクタールとして定

めるものであります。

「土地利用の方針」であります。商業・地域サービス地区につきましては、食料品及び各種専門店などの地域需要に対応するテナントを集積し、利用者や来訪者が安心して利用しやすい施設配置を目指します。さらに、医療・健康、福祉・子育て支援等の地域サービス施設を充実するとともに、日常的な買い物だけではなく、地域や企業の様々な活動での利用を想定し、居心地の良い空間の形成を目指します。なお、中心市街地等への影響にも配慮し、各店舗面積の合計は、4ヘクタール以下といたします。

住宅地区につきましては、商業・地域サービス施設に勤める方や市、内外からの移住者の居住を想定しております。隣接する商業・地域サービスの都市機能を利用し、また、JR岡本駅との近接性を活かし、中心市街地や市外にも通勤可能な、利便性の高い一戸建て住宅地を形成いたします。

次に、下段の「地区施設図」をご覧ください。

商業・地域サービス地区につきましては、紫の点線で示す幅員12メートルの区画道路や左側の水色の破線で示す幅員9メートルの区画道路を配置いたします。また、幅員12メートルの区画道路の沿道には、グレーの色で示す広場約8,670平方メートルを配置するとともに、各街区の周囲には緑地約1,830平方メートルを配置するものであります。

住宅地区につきましては、黄色で示す幅員6.5メートルの区画道路を主要道路とし、緑色で示す幅員6メートルの区画道路、ピンク色で示す幅員7メートルの区画道路を配置いたします。また、区域の中央に、緑色で示す街区公園920平方メートルを配置するものであります。

次に、右上の「建築物等に関する事項」をご覧ください。

まず、「建築物等の用途の制限」であります。商業・地域サービス地区につきましては、商業系の土地利用を推進することから、住宅関係をはじめ、麻雀店やパチンコ店などの施設を制限します。

また、住宅地区につきましては、住宅を主体として、診療所や地域集会所などは建築することができますが、それら以外の用途は制限いたします。

次に、「敷地面積の最低限度」であります。それぞれ、300平方メートル、150平方メートルとし、「壁面等の位置の制限」につきましては、どちらの地区とも隣地境界線、道路境界線からそれぞれ、1メートル以上、「高さの制限」につきましては、それぞれ、20メートル以下、10メートル以下といたします。

次に、「形態又は意匠の制限」につきましては、商業・地域サービス地区では、看板等の工作物を周辺と調和のとれたものとし、住宅地区では、建築物の外壁や屋根の色を制限いたします。

また、商業・地域サービス地区につきましては、「緑化率の制限」として、敷地面積に対する緑の割合を、10%以上とする制限を設けることで、地区施設に定めない商業施設内の緑化を担保いたします。

住宅地区につきましては、「垣又はさくの構造」といたしまして道路境界線を2メートル以下の生垣又は1.2メートル以下の透視可能なフェンスとする制限を設けます。

最後に、6の「スケジュール」であります。都市計画手続きの経過といたしまして、決定する都市計画の素案を作成し、都市計画法第16条に基づく「都市計画素案の縦覧」を令和5年11月13日から2週間実施したところ、議案第1号の「用途地域の変更」に対する縦覧者は3名で、意見申出書の提出は1件ございましたが、公述の申し出が無かったため、公聴会は中止となりました。

また、議案第2号の「地区計画の決定」に対する縦覧者、及び意見申出書の提出はありませんでした。

提出がありました意見申出書につきましては、周辺交通への対策に関する要望であったことから、素案の内容は適切であると判断し、都市計画素案を基に都市計画案を作成し、手続きを進めてまいりました。

その後、都市計画法第17条に基づく「都市計画案の縦覧」のお知らせを、「広報うつのみや」や「市のホームページ」で行いながら令和6年1月4日から2週間実施したところ、議案第1号の「用途地域の変更」に対する縦覧者は2名で、意見書の提出が1名、1件ございました。

また、議案第2号の「地区計画の決定」に対する縦覧者は2名で、意見書の提出が1名、2件でございました。

ここで、提出された意見書の要旨についてご説明いたします。

「説明資料1-2」と記載のありますA4の資料をご覧ください。

まず、議案第1号「用途地域の変更」に対する意見書の要旨であります。1件の意見が提出されました。

分類については、「変更する用途地域の種類について」であります。意見の要旨は、「提案区域のうち、住宅地区については用途地域を「第1種住居地域」とすべきであり、提案区域に隣接する既存商業施設も同様である。」との意見であります。

意見に対する市の見解としましては、「第2種住居地域」につきましては、10,000平方メートル以下までの店舗等や住宅などを一体として定める用途地域であることから、提案を踏まえ「第2種住居地域」に変更するものであります。

なお、今回の提案である地区計画における住宅地区につきましては、住宅を主体とした土地利用であるため、地区計画において制限を行うものであります。

提案区域に隣接する既存商業施設につきましては、岡本駅との近接性を活かした地域拠点としての拠点性向上や周辺の土地利用状況、一体性、区域界を原則として地形・地物等とすること、既存商業施設の建て替えニーズに対応することなどの観点から、提案区域と併せて、「第2種住居地域」へ変更する。としております。

次に、裏面をご覧ください。

議案第2号「地区計画の決定」に対する意見書の要旨であります。1名の方から2件の意見が提出されました。

分類については、2つに分けており、まず、「周辺の道路整備について」であります。意見の要旨は、「現在よりも交通量が増えるため、既設道路の改修や新設が必要である。」との意見であります。

意見に対する市の見解といたしましては、開発によって周辺道路の交通量の増加が見込まれるところであるが、提案者において交通量調査を実施し、関係機関との協議を行っており、敷

地内へのセットバックによる左折レーンの設置などの対策を講じることとしています。

今後も、開発計画の詳細な検討と合わせ、必要な対策を検討していく予定である。としております。

次に、2つ目の分類につきまして、「都市計画提案制度における市の判断基準について」であります。

意見の要旨は、「宇都宮市都市計画提案制度の手続きに関する要領の第8条「市の判断基準」について、「周辺住民等からの理解が得られていること」、「周辺環境への影響に十分配慮されていること」は、不十分ではないか。」との意見であります。

意見に対する市の見解といたしましては、「周辺住民等からの理解」につきましては、提案者におきましては、開発構想に関する説明会の開催や個別に周辺住民や周辺企業等に対し、説明を行うなどにより理解促進を図ることで反対意見は無いと伺っていることから、十分な説明がなされ、周辺住民等の理解が得られているものと判断した。としております。

また、本市におきましても、都市計画の手続きを進める際に、河内地区全自治会を対象に、「都市計画の決定・変更に関する説明会」を計3回開催するとともに、周辺企業等へ個別に説明に伺うなどにより理解促進に取り組んでまいりました。

次に、「周辺環境への配慮」につきましては、提案者において、県の土地利用に関する事前指導要綱に基づき、関係機関と公共施設等の整備計画や交通対策などの協議を実施し、協議が一定整っていることから、周辺環境への影響に十分配慮しているものと判断した。としております。

以上で議案第1号「宇都宮都市計画用途地域の変更」及び、議案第2号「宇都宮都市計画地区計画の決定」に関する説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

長田議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

尾畑委員

1点質問させていただきます。今回の議案第1号の関係です

が、今回の用途地域の変更区域内には、該当の工場跡地と既存商業施設のみで、住宅などは無いという認識で合っていますか。

長田議長 事務局お願いいたします。

都市計画課長 はい、議長
今回、第二種住居地域に変更するエリア内には、既存住宅等はありません。

尾畑委員 分かりました。ありがとうございます。

長田議長 他にございませんか。

佐藤委員 はい。議案第1号について素朴な疑問ですが、宇都宮市は、第二種低層住居専用地域は指定していないのですか。

事務局 はい、議長
宇都宮市におきましては、第二種低層住居専用地域は定めておりません。以上です。

佐藤委員 はい。ありがとうございます。

長田議長 他にございませんか。

柴田委員 はい。今回の提案ですが、確かに、居住の誘導や拠点化の促進に向けた、いわゆる生活に必要な機能、子育て支援施設などを導入していくことは、岡本駅周辺の地域拠点にとって、非常に有効だと思いますが、ただ、一方で、北側に河内工業団地等がありまして、そのような企業に対して、市としてどのような理解促進や説明を図ってきたのかお伺いします。

都市計画課長 はい、議長
周辺企業については、提案者において説明してきましたし、本市において都市計画手続きに入る前に、隣接する北側の河内

工業団地内や西側の企業など、18企業に対して、個別に説明を行って参りました。この開発に対しての期待が大きい一方で、交通渋滞などについての意見があったため、必要に応じて、複数回、周辺の企業と意見交換を重ねてくることで、理解を得てきたという状況でございます。

また、北側の河内工業団地につきましては、基盤整備を公共で行った経緯もありますので、これからも存続、維持に努めていくことはお伝えしているところです。

企業側からも、開発を契機とした交流の場を活かして、これまで通り地元とともに交流を図りながら一緒に発展していきたい、という意見も伺っているところでございます。以上です。

柴田委員

十分に理解を得られた、ということによろしいですね。

都市計画課長

はい。その通りでございます。

柴田委員

分かりました。

長田議長

他に、いかがでしょうか。

長谷川委員

はい。1点質問させていただきます。今回の開発の構想については、宇都宮市が進めるネットワーク型コンパクトシティの実現につながる構想だと感じています。岡本地区に不足する機能を補完することで、地域拠点の活性化が大いに期待できると思います。ただ、一方で、新たに商業施設などができることで、周辺の渋滞が心配されますが、岡本地域の今後の発展のためにも、どのように対応されていくのかお伺いします。

都市計画課長

はい、議長

先ほどの企業の方々と同様で、地元説明会を都市計画課としても何度か実施させていただくなかで、周辺の環境が変わることについて不安を持たれている方は、いらっしやいました。それについては、個別に対応を行ってまいります。

今後についても、更なる交通負荷の軽減に向けて、先ほど柴田委員からもありましたが、子育て支援施設なども含めて、今

後、具体的なテナントが決まった段階で、大規模小売店舗立地法に基づいて、交通シミュレーションを行い、事業者において案内看板等や誘導員の配置を検討してまいります。

また、自家用車を減らす取り組みとして、岡本駅からシャトルバスの運行も検討しておりまして、事業者とともに負荷軽減に向けて、取り組んでいくことを地元の方々にも説明を行ってきたところでもあります。

また、本市においても、岡本駅西土地区画整理事業を着実に進めており、都市計画道路の整備を行うことで、渋滞緩和にも寄与するものと考えております。

今回、連合自治会長とも様々な意見交換を重ねてまいりましたので、開業後についても、常に連携を図りつつ、対応が必要な時には、意見交換を行いながら、市としても対応していきたいと考えているところでございます。以上です。

長谷川委員

ありがとうございました。連合自治会長との連携が一番大切だと思いますので、何か問題があった時は、地域の方の意見をよく聞き、解決していただきたいと思います。以上です。

都市計画課長

ありがとうございます。

長田議長

他にいかがでしょうか。

佐藤委員

はい。要望になりますが、今回の開発区域の南側に、結核療養所など国立病院が立地しており、周りには林が多く暗いイメージがあるので、行政から協力を申し出て、明るい感じにしていきたいです。以上です。

長田議長

事務局お願いします。

都市計画課長

はい、議長

病院につきましては、国や県の所有地だと思われまので、情報共有しながら、できることは連携を図ってやっていきたいと考えております。以上です。

武井委員 はい。議案第2号の地区施設図について、住居地区の南側に幅員7メートルの区画道路がありまして、西側の商業地区の広場につながっていますが、行き止まりという理解でよろしいですか。

事務局 はい、議長
歩行者の行き来はできますが、車両等の行き来はできません。以上です。

武井委員 この幅員7メートルの道路は、車としては、行き止まり道路になっているということですか。

事務局 はい。仰る通りでございます。

武井委員 わかりました。
もう1点、既存商業施設の駐車場との関係を確認したいのですが、この幅員7メートルの道路や西側の商業・サービス地区の幅員12メートルの道路との関係は、どのようになっていますか。

都市計画課長 はい、議長
今回の開発と既存商業施設のとらせんですが、完全に分離した形でございますので、行き来はできません。以上です。

武井委員 幅員7メートルの道路は住居地区のため車の行き来はないほうが良いと想像できます。この既存商業施設は、南側の幹線道路からしか入れないような形ですか。

都市計画課長 はい。委員の仰る通りでございます。

武井委員 その関係性については、既存商業施設側からの了解はもらっているのでしょうか。

都市計画課長 今回の開発計画の中で、当然、既存商業施設側とも、やりとりをしながらこのような形としたものでございます。

武井委員

最後に、素朴な疑問ですが、既存商業施設の敷地はもともと工業専用地域と第一種住居地域が混在しており、今回、全体を他と併せて第二種住居地域に変更することで既存不適格が解消されるということでしたが、今までなぜ既存商業施設が立地していたのですか。

都市計画課長

はい、議長

当時、第一種住居地域の場所には、工業専用地域では建てられないダントー社の社員の宿舎が立地しておりました。そこに今は、第一種住居地域に過半を超え、工業専用地域にまたがる形で既存商業施設が立地しました。

その後、都市計画法の改正がありまして、平成8年に第一種住居地域に建てられる商業施設は、3,000平方メートル以下となりましたことから、現在は既存不適格となっております。

既存商業施設は、岡本の地域拠点の貴重な都市機能であり、維持していききたいため建て替えができるよう第2種住居地域に変更するというところでございます。以上です。

武井委員

分かりました。ありがとうございます。

長田議長

他にいかがでしょうか。

市川委員

はい。土地利用計画に保育支援施設等と記載がありますが、具体的にどのような施設が想定されているのか、教えていただきたいのと、今回の開発区域の西側に、小中学校がありまして、車の交通についての意見書も提出がありましたが、そうした子ども達の交通や歩道の整備などについても、地元の住民の方に、何かご説明されたことなどありましたら、教えていただきたいと思います。

事務局

はい、議長

まず、子育て施設の具体的な内容につきましては、提案者からは、今後、詳細を検討していくと伺っております。

通学路につきましては、こちらの学区につきましては、現在の

ところ、岡本北小の学区となっております、今後、教育委員会等と調整を図ってまいります。通学路の安全面についても、今後、具体的な内容が決まり次第、詳細を検討していくことについて関係機関と協議をしているところでございます。以上です。

長田議長

他にございませんか。

ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。

議案第1号について、「原案どおり異存なし」とすることでご異議ございませんか。

各委員

《異議なし》

長田議長

続きまして、議案第2号について「原案どおり異存なし」とすることでご異議ございませんか。

各委員

《異議なし》

長田議長

それでは、議案第1号及び議案第2号について、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

4. その他、
閉会

長田議長

続きまして、その他に移りたいと思います。委員の皆様から何かございますか。

事務局から何かございますか。

事務局

ありません。

長田議長

特に無いようであれば、以上とさせていただきます。会の円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

毛塚書記

ありがとうございました。

ここで、1点ご連絡があります。

都市計画課長

平成30年より、都市計画審議会の委員としてご出席いただいております、藤原委員、武井委員におかれましては、今年度で任期が満了となり、本日の審議会が最後となります。

5. 閉会
毛塚書記

両委員におかれましては、6年間に渡り本市のまちづくりに関連する計画や、都市計画法に基づく地区や施設などの決定・変更について、様々なご意見をいただきありがとうございました。

長きにわたり、ご協力いただき、ありがとうございました。

ありがとうございました。

次回の宇都宮市都市計画審議会ですが、審査案件や詳しい日程等が固まり次第、改めて会議開催通知にてお知らせさせていただきます。

それでは、以上をもちまして「第97回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。